

島根県立大学浜田キャンパス公開講座会員規約

平成 26 年 4 月 1 日

(名称)

第 1 条 本会の名称は、「島根県立大学浜田キャンパス公開講座会員」と称します。

(目的)

第 2 条 本会は、地域のみなさまに島根県立大学浜田キャンパス(以下「本キャンパス」という。)の公開講座等を通じて、大学をより身近な存在として感じてもらうことを目的としています。

(会員の定義)

第 3 条 会員とは、本キャンパスが実施する公開講座等に関心を持ち、本会の目的に賛同する個人のうち、入会手続きを完了した方をいいます。

(特典)

第 4 条 会員のみなさまは、以下の特典が受けられます。

- (1) 会員証の発行(会員証はメディアセンターの「学外利用者カード」を兼ねます。)
- (2) 公開講座や学内イベント情報等の提供
- (3) 公開講座修了証の発行

(入会)

第 5 条 入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書により入会を申し込んでいただくものとします。

(会費)

第 6 条 会費は、無料とします。

(会員期間および更新)

第 7 条 会員期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。ただし、退会の意思表示がない場合、自動更新するものとします。

(会員資格の譲渡禁止)

第 8 条 会員資格は、第三者に譲渡することができません。

(会員情報)

第 9 条 入会時に得られた個人情報は、本会の運営以外には使用しません。

(会員情報の変更)

第 10 条 会員は、会員情報に変更が生じた場合は、変更内容をメールや文書等でご連絡いただ

くものとしてします。

(退会)

第11条 会員は、メールや文書等でご連絡をいただくことにより、いつでも退会することができます。

(会員資格の取り消し)

第12条 会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合は、会員資格を取り消されます。

- (1) 退会の意思表示を行ったとき
- (2) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (3) 本キャンパスの信用または名誉を傷つけたとき
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき
- (5) 本人が死亡したとき
- (6) 本人への連絡がとれなくなったとき
- (7) その他、本キャンパスが会員として不適格と認めたとき

(規約の変更)

第13条 本規約は、本キャンパスによって変更されることがあります。

2 規約を変更した場合は、会員に変更内容をお知らせします。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行します。



島根県立大学マスコットキャラクター

オロリン